

## 佐世保市民管弦楽団後援会規約

### (名称)

第1条 本会は、「佐世保市民管弦楽団後援会」（以下「本会」という。）と称します。

### (目的)

第2条 本会は、アマチュアオーケストラの活動を通じて、佐世保市及びその周辺地域音楽文化の向上と青少年の情操教育に寄与している佐世保市民管弦楽団（以下「楽団」という。）を支援することを目的とします。

### (入会・脱退)

第3条 本会への入会を希望する場合には、入会申込書を楽団の事務局に提出していただきます。

- 2 本会からの脱退を希望する場合には、脱会届を楽団の事務局に提出していただきます。

### (会員の要件)

第4条 会員の要件は次のいずれか一方又は両方を満たすこととします。

- (1) 会費（一口 年 10,000 円）を一口以上納めていただくこと。
- (2) 楽団の定期演奏会のチケットを毎回 15,000 円以上購入していただくこと。

### (会員の特典)

第5条 会員には次の特典があります。

- (1) 後援会費一口につき、又は、チケット購入 15,000 円につき、定期演奏会の招待状 2 枚を送付します。
- (2) 定期演奏会のプログラムに会員名を掲載します。
- (3) 演奏会情報など、クラシック音楽に関する情報を提供します。
- (4) 指揮者リハーサルをご覧いただけます。
- (5) 演奏会の座席を指定できます。（ただし、前日までに事務局へご連絡いただいた方に限らせていただき、先着順とさせていただきます。）

(役員)

第6条 本会に次の役員を置きます。

- (1) 会 長 1名 楽団の団長が依頼します。
- (2) 副会長 数名 会長が依頼します。
- (3) 会 計 1名 楽団の事務局長が兼務します。
- (4) 監 事 2名 楽団の監事が兼務します。

(会議)

第7条 本会の会議は次のとおりとし、会長が必要に応じ召集します。

- (1) 総会
- (2) 役員会

(役員任期)

第8条 役員任期は特に定めません。

(会計年度)

第9条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとします。

(規約の改正)

第10条 本規約の改正は、総会において出席者の3分の2以上の賛成を得なければなら  
ないこととします。

附 則 この規約は、平成5年7月23日から施行します。

<一部改正> 平成10年5月11日

<一部改正> 平成16年5月15日

佐世保市民管弦楽団後援会 役員名簿

会 長 廣 山 芳 宣

副会長 小 西 宗 十

” 松 添 裕 之

” 中 村 徳 裕

会 計 蓮 田 尚

(佐世保市民管弦楽団 事務局員)

監 事 益 田 成 實

(佐世保市民管弦楽団 監事)

※監事 1 名は欠員

<平成 16 年 5 月 1 日現在>